**令和５度第１回埼玉県南部地域医療構想調整会議　議題説明**

**議題（１）紹介受診重点医療機関に係る協議について**

１　背景（外来医療の課題）

○　患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者

　に大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や

　勤務医の外来負担等の課題がある。

○　人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化と

　ともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要がある。

２　改革の方向性

○　令和４年４月、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに

　基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告（外来医療の実施状況）が医療法

　に位置づけられた。

○　医療機関の外来機能報告を踏まえ、「医療資源を重点的に活用する外来」を紹介

　受診重点医療機関（地域で基幹的に担う医療機関）として明確化する。

○　紹介受診重点医療機関については、医療機関の意向を第一に、地域医療構想調

　整会議の中で協議し、協議が整った医療機関を県がホームページで公表する。

３　今回の議題・協議内容　　　 資料１、別紙様式

○　南部圏域で紹介受診重点外来の基準を満たし意向を有する、次の医療機関を紹

　介受診重点医療機関として公表することについて。（令和５年８月１日公表予定）

　　　・川口市立医療センター　（川口市）

　　　・済生会川口総合病院　　（川口市）

　　　・かわぐち心臓呼吸器病院（川口市）

　　　・戸田中央総合病院　　　（戸田市）

　【紹介受診重点外来の基準】

　・　初診に占める紹介受診重点外来（※）の割合が４０％以上かつ再診に占める紹

　　介受診重点外来の割合が２５％以上

　　　　紹介受診重点外来（※）＝・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

　　　　　 　　　　　　　　　　・高額等の医療機器・設備を必要とする外来

　　　　　　 　　　　　　　　　・特定の領域に特化した機能を有する外来

　【診療報酬上の取扱い】

　・　紹介受診重点医療機関入院診療加算・連携強化診療情報提供料の算定

　　→公表から算定可能

　・　紹介状なしで受診する場合等の定額負担の徴収

　　→公表の日から６か月間の経過措置（周知期間）を経て請求開始